

訪問リハビリテーションについての重要事項説明

< R8年6月1日現在 >

利用者と、まごころ医療館訪問リハビリテーションは、利用者に対して提供する訪問リハビリテーションサービス（以下「訪問リハ」という。）について、次の通り契約させていただきます。

1 訪問リハビリテーション事業所（法人）の概要

法人種別・名称	医療法人まごころ医療館
代 表 者 名	中川原英和
所 在 地	佐賀県鳥栖市蔵上2丁目210番地
連 絡 先	TEL 0942-87-5002 FAX 0942-87-5004

2 事業所の概要

（1）事業所の名称及び事業所番号

事業所名称	まごころ医療館訪問リハビリテーション
所在地	佐賀県鳥栖市蔵上2丁目210番地
電話番号等	医療法人まごころ医療館代表電話：0942-87-5002
事業所番号	4110312131
管理者の氏名	中川原英和

（2）事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	備考
管理者	・医師	・1名	・	・1名	診療所兼務
事業所医師	・医師	・2名	・	・2名	診療所兼務
訪問リハビリサービス スタッフ	・理学療法士	・2名	・	・2名	診療所兼務

（3）営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 土曜日、日曜日、国民の祝日は休業・12月30日から1月3日までは休業
営業時間	8時30分から17時30分まで
訪問提供時間	9時00分から17時10分まで

（4）事業の実施区域

事業の実施区域	鳥栖市、みやき町、基山町、久留米市、小郡市
---------	-----------------------

3 事業の目的とサービス内容

(1) 事業の目的

病気、障害により居宅において継続してリハビリテーションを受ける状態にあり、主治医が訪問リハの必要を認めた利用者に対し、適正な訪問リハを提供することを目的とします

(2) サービス内容

サービス内容	基本動作、日常生活活動、日常生活関連行為、活動及び社会参加に関する行為など、生活行為全般における再建及び質向上のための、障害評価、身体機能訓練、生活動作訓練、生活関連動作練習、住環境整備、専門的助言指導、精神的サポートなど
--------	---

4 利用料金

サービス利用料金 及び利用者負担	【介護保険】 ○基本料金：要介護 308単位/回(20分)、要支援 298単位/回(20分) *1週間に6回(120分)までの利用可能 *退院後3ヶ月以内は12回(240分)までの利用可能 ○短期集中リハビリテーション実施加算：200単位(1日につき) ・退院日より1ヶ月超～3ヶ月以内 *週2日以上かつ1日あたり20分以上のサービスを実施した場合のみ加算 ○リハビリテーションマネジメント加算： 180単位～450単位(条件により変動します)/(1月に1回) ○退院時共同指導加算：600単位(初回のみ) ・退院前カンファレンスへ参加し、共同した指導と情報共有が図られた場合 ○介護職員等処遇改善加算：(1月に1回) ・1ヶ月の単位数の総合計に1.5%を乗じて算出した額 *やむを得ない事情(急病・災害等)の場合を除き、無断キャンセル(事前連絡なしのキャンセル)につきましては、予定されていたサービス料金の70%をキャンセル料としてご請求させていただくことがあります。 *利用料金の規定となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画(ケアプラン)で定められた時間を基準とします。 *初回開始時には、事業所医師からのリハビリテーション指示が必要です *3ヶ月に1度は、事業所医師の診察が必要です
---------------------	---

5 お支払方法

事業者は、利用実績に基づいて1ヶ月ごとにサービス利用料金を請求し、事業者の指定する期日に、口座引き落としの方法によりお支払い頂くものとします。1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額とします。

6 緊急時及び事故発生時の対応

従業者は、訪問リハ提供中又は訪問リハの提供により、利用者の容態に急変が生じた、事故が発生した場合、又はその他必要な場合には、臨時応急の手当を行うとともに、すみやかに主治医への連絡を行い、指示を求め、利用者に係る市区町村、居宅介護支援事業者、緊急連絡先（ご家族等）へ連絡する等の必要な措置を講じるものとします。

7 サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口

訪問リハに関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情等」という。）については、真摯に受け止め誠意をもって問題の解決に臨み、対応内容は、これを記録及び保存し常に訪問リハ事業者としてサービスの質向上に努めるものとします。

（1）訪問リハ事業所苦情等窓口

窓口設置場所	医療法人まごころ医療館 事務局
苦情等解決責任者	伊藤幸輔
受付時間	8時30分から17時30分（休業日を除く）
連絡先（電話番号）	0942-50-5071

（2）サービス提供事業所以外の苦情等窓口

佐賀県	国民健康保険団体連合：	0952-26-1477
鳥栖市	市役所 健康福祉部 社会福祉課：	0942-85-3554
基山町	地域包括支援センター：	0942-81-7039
みやき町	地域包括支援センター：	0942-89-3371
福岡県	国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口：	092-642-7859
久留米市	市役所 健康福祉部：	0942-30-9205
小郡市	市役所 健康福祉部 介護保険課：	0942-72-2111

説明日 令和 年 月 日

<ご利用者（又は代理人）>

・住所

〒

・電話番号

・氏名（署名）

<事業所>

住所 〒841-0056 佐賀県鳥栖市蔵上2丁目210番地

TEL 0942-87-5002 FAX 0942-87-5004

直通 070-7890-9861

医療法人まごころ医療館

まごころ医療館訪問リハビリテーション